○　農業経営金融支援対策費補助金交付要綱（平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第２　第１に規定する経費は、定額とする。ただし、第１の(5)の事業に係る経費は、実施要綱第６の２の(1)の①の規定に基づき借り入れた借入金に係る支払利息であって、毎年４月１日から翌年３月31日までの期間について、その期間内における借入金残高に借入利率（利子補給率0.840％以内）を乗じて得た額の合計額とする。	第２　第１に規定する経費は、定額とする。ただし、第１の(5)の事業に係る経費は、実施要綱第６の２の(1)の①の規定に基づき借り入れた借入金に係る支払利息であって、毎年４月１日から翌年３月31日までの期間について、その期間内における借入金残高に借入利率（利子補給率0.760％以内）を乗じて得た額の合計額とする。

附　則

この通知は、令和８年４月１日から施行する。